

委員会議事概要

1 委員会名	令和5年度 第4回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和5年7月14日(金) 14:00~15:19
3 開催場所	県庁6階第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中15名)	(会場) 赤嶺博之委員、池田博委員、伊良波宏紀委員、上原亀一会長、大城和夫委員、大嶺嘉昭委員、当真聡委員、八前隆一委員、山内得信委員、藤田喜久委員、新立弘子委員 (WEB) 大谷健太郎委員、山川彩子委員、天方徹委員、城間恒浩委員
5 議事録署名人	当真聡委員、八前隆一委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	浮魚礁の承認申請について
【要旨】	新規設置3基および再承認申請が123基あり、原案通り承認された。 また、沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号の第5に定める承認の期限を過ぎて再承認申請のなかった国頭漁協に対して、委員会指示違反(未承認)に関する警告文書を発出する案についても承認された。
【特記事項】	浮魚礁の再承認申請にあたって添付された資料のうち、表層型浮魚礁の礁体名称や灯火、レーダー反射板などの設置状況が確認できなかった糸満漁協(糸15号)及び名護漁協(名護4, 5, 6号)について、撮影の方向(逆光とならないよう注意する)や、角度(礁体全てが映るよう撮影する)を改善するよう事務局から両漁協に指導することとなった。
(2) 第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について
【要旨】	漁業目的で30件、養殖目的で1件、試験研究目的で1件のウミガメ採捕承認申請があり、いずれも原案通り承認された。
【特記事項】	漁業目的でのアオウミガメ採捕承認頭数枠205頭に対し、今回の申請頭数は、合計291頭であったことから、前年に採捕実績の無い者に対しての承認頭数を8頭とすることとした。
(3) 第3号議案	知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について

<p>【要旨】</p>	<p>潜水器漁業、さんご漁業およびまぐろはえ縄漁業の許可に係る制限措置および申請期間に関する公示案について沖縄県知事から諮問があり、異議無しとする答申案について原案通り承認された。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>特になし。</p>
<p>(4) 協議 1</p>	<p>ソデイカの委員会指示に関するスケジュール案について</p>
<p>【要旨】</p>	<p>今漁期のソデイカの操業ルールに関する委員会指示の発動に向けたスケジュールの時点更新案について報告したほか、漁業者に対してアンケートと同時に配付する予定のソデイカ資源に関する研究情報（水技センター提供）について、提供予定の内容を報告した。</p> <p>ソデイカアンケートの事務局案について協議した結果、委員会指示の更新期間に関する質問項目について、原案の1年、3年およびそれ以上の期間で更新とする項目に、2年で更新とする項目も追加するよう提案があった。また、アンケート項目の順番について、質問の内容を踏まえ再考するよう提案があった。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>ソデイカ漁業に関する操業ルールについて、委員会指示によるもの以外の自主規制（外套重量3kg以下の水揚げ自粛）について事務局で経緯を調査するよう指示を受けた。</p>
<p>(5) 報告事項 1</p>	<p>第3回海区で指摘のあった個人情報の取扱について</p>
<p>【要旨】</p>	<p>前回海区で、研究目的におけるウミガメ採捕承認証の案に採捕予定者の住所を不掲載としたことについて、審査上問題とならないか、また掲載する場合個人情報保護の観点から問題とならないか事務局で確認するよう指示を受けていた。</p> <p>この件について、個人情報保護法のガイドラインおよび前年度の承認証案を確認したところ、第三者が閲覧する可能性のある資料については匿名加工する必要があること、また前年の案においても不掲載とされていたことを報告した。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>特になし。</p>
<p>(6) 報告事項 2</p>	<p>ソデイカ漁業に係る奄美大島海区との意見交換会について</p>

<p>【要旨】</p>	<p>沖縄海区と奄美大島海区はソデイカの漁場を同じくすることから、双方の操業円滑化を図るため、操業ルールに関する意見交換の場が必要である。そのため、今年度3年ぶりに対面での意見交換会を開催することで奄美大島海区事務局と調整していることを報告した。</p> <p>また会長からは、今回の意見交換会に関して、交渉の場ではなく、令和3年漁期から奄美大島海区が禁漁期間を延長したことのお礼など、あくまで対話の機会としていく方針である旨発言があった。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>特になし。</p>
<p>(7) 報告事項 3</p>	<p>南北大東島沿岸及び多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に関する委員会指示について</p>
<p>【要旨】</p>	<p>南北大東島沿岸及び多良間村には、漁業協同組合が存在せず、漁業権漁場の利用に際してルールが必要であることから、委員会指示を発動している。当該指示について、令和5年8月31日をもってその有効期限が切れることから、更新の必要がある。本件に関して、更新すべき内容（セミエビ漁業とゾウリエビ漁業の個別記載など）について事務局から説明し、次回海区で告示案を諮る旨報告した。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>特になし。</p>